

裁判所速記官をご存じですか？

日本の速記官制度は、国民の公正・迅速な裁判を受ける権利保障の観点から導入されて以来、“法廷における尋問の客観的かつ正確・公正な記録”を作成する専門職として大規模訴訟や著名事件などには欠かせない制度として高く評価されています。しかし、最高裁は、日弁連や労働組合などの反対を無視し、1997年2月、速記官の新規養成停止を決定しました。

代替策として民間業者による「録音反訳方式（テープ起こし）」を導入したものの、正確性に問題があり、録音事故等も発生しています。反訳業者も入札方式のため反訳作業の質の向上につながりません。「裁判員裁判」制度の発足に伴って「音声認識システム」を導入しましたが、認識精度が不十分なため、検索システムとしても実用化には耐えません。

一方、裁判所速記官は、コンピューターを活用し、速記符号の自動反訳ソフト「はやとくん」を自主的に開発し、リアルタイム文字表示が実用可能となっています。しかし、速記官の養成が停止されているため、このシステムを駆使できる速記官は減少の一途です。

私たちは、裁判を受ける権利保障のため、司法の充実・強化をめざし、客観的で公正・迅速な裁判記録作成の担い手である裁判所速記官の養成再開を1日も早く実現できるよう広く関係機関や社会に訴えています。

※速記官養成の再開を求める要望書（2001年1月17日・日弁連）抜粋

「当連合会は、最高裁判所に対し、かねてより最高裁判所の速記官の新規養成の停止について反対してきたが、改めて速記官の養成を速やかに再開されるよう要請する」

速記官制度の推移 ★「はやとくん」ソフトに係る推移

- 1957 裁判所法に速記官制度を規定
- 1972 最高裁、日立と速記自動反訳用コンピューター開発研究契約締結
- 1993 最高裁、速記官制度見直しの検討に着手
- 1995 ★裁判所速記官の開発・発明ソフト「はやとくん」完成
- 1997 最高裁裁判官会議で速記官養成停止決定。録音反訳方式を導入へ
★最高裁、「はやとくん」ソフトの法廷使用を許可
- 1999 ★裁判所速記官が米国製電子速記タイプライターを自費で個人輸入開始
- 2001 最高裁は官支給タイプの新規購入をやめ、以後、在庫品で対応
★最高裁、電子速記タイプの法廷使用を許可
- 2004 衆参各法務委員会で速記官を評価する「附帯決議」
★官支給パソコンへの「はやとくん」ソフトインストールを許可
- 2009 裁判員裁判はじまる。音声認識システムを検索用として使用

